

高隈地区交流促進センター（屋内運動場及び屋外運動場を除く。）の使用料

（令和元年10月1日改定）

施設	部屋名	使用時間		
		午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
高隈地区 交流促進 センター	交流促進室	570円	810円	1,150円
	生涯学習室 （和室）	470円	570円	690円
	調理室	450円	570円	660円
備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。				

2 屋内運動場の使用料

(1) 専用使用

区分	時間	午前8時30分から午後5 時まで1時間につき	午後5時から午後10時ま で1時間につき
		入場料を徴収 しない 場合	社会体育等に使用 するとき
入場料を徴収 する場 合	文化的催物に使用 するとき	690円	930円
	その他の場合	1,150円	2,310円
	社会体育等に使用 するとき	690円	1,030円
入場料を徴収 する場 合	文化的催物に使用 するとき	1,150円	2,310円
	その他の場合	2,880円	4,620円

(2) 一部使用

区分	時間	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
小・中・高校の児童生徒		1人につき20円	
一般		1人につき40円	1人につき60円

3 屋外運動場の使用料

区分	使用料
照明灯を使用する場合	1時間につき330円